

随意契約の契約状況表

(教育委員会)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	学校教育課	令和4年度大分市立小中学校及び義務教育学校用標準学力調査委託	令和4年12月9日	福岡市中央区赤坂1丁目16番10号 東京書籍株式会社九州支社	13,132,700	2号	本市の学力調査は、各学校が継続的な検証改善サイクルを確立し、学力向上に向けた具体的・効果的な指導方法の工夫・改善を行うためのものであり、複数年にわたり共通の尺度で全国的な状況との比較や学年・教科ごとの分析を行うことで、指導の工夫・改善により効果的に活用するものである。そのため各学年で実施する学力調査においては、難易度や出題形式、出題傾向等が同一の視点に基づいて作成された問題であることや、提供される結果の算出方法やデータ項目等が同じであることなどが重要であることから、本市が実施する学力調査は、県が実施する学力調査と同一の委託業者である東京書籍株式会社と随意契約した。
2	社会教育課	令和5年大分市20歳のつどい映像中継委託	令和4年12月26日	大分市王子中町10-22 (株)テイクファイブ	783,750	2号	ホルトホール大分（大ホール）内で行われる記念式典の映像を大分いこいの道（北側広場）で中継するにあたり、移動映像車を市内で所有する業者は、(株)テイクファイブだけであるため。
3	文化財課	史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）令和5年度改訂版策定支援業務委託	令和4年10月18日	大阪府大阪市中央区北浜1-1-21 (株)都市景観設計	6,930,000	2号	令和元年度に改訂した「史跡大友氏遺跡整備基本計画」では、復元対象である中心建物域の発掘調査成果を記載しているが、中心建物等の立体復元に向けた具体的な計画の策定には至っていない。また戦国期の武家住宅を忠実に再現するのに必要な当時の建築様式や構造がわかる現存事例も全国的にはほとんどない状況である。そのため、中心建物等の立体復元にあたっては、発掘調査成果を踏まえたうえで、建物に関する文献史料や同時代の武家住宅に係る建物関係資料等を十分検討し、それらを反映した計画の策定ができる高度な建築技術と古建築に関する博士号などの専門知識を併せもつ人材が必要となる。そうしたなか、戦国時代から近世の建物復元を伴う遺跡整備などで実績があり、1級建築士かつ博士号の人材が所属する史跡整備コンサルタントは(株)都市景観設計が全国でも唯一該当するのみである。

随意契約の契約状況表

(教育委員会)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
4	文化財課	上原館跡危険樹木伐採業務委託	令和4年10月24日	大分市錦町1-9-24 ㈱栗木精華園	4,840,000	2号	本業務は、国指定史跡大友氏遺跡の一部である上原館跡北側に位置し、台風の被害を受けた樹木を伐採するものである。被害樹木は、敷地北側境界近くの急斜面に位置し、隣接地は墓地や住宅地となっており、大木の伐採や大枝の剪定等の作業に必要なクレーン車や高所作業車などの重機が近寄れず、すべて人力による特殊な作業となる。また、大木が完全に倒れて斜面の下に落下すれば、隣接の墓地や住宅に多大な被害が発生することが想定されることから至急対処する必要がある。従って、本業務を進めるに当たっては、重機を使わず周辺の施設に被害を与えないで安全に大木の伐採や大枝の剪定をする特殊な技術を持ち、危険な状態を早く解消するために迅速な作業体制が取れる業者の選定が必要で、株式会社栗木精華園は、樹木伐採・剪定に関し特殊な技術を持つとともに、今回の台風による半倒大木の2次災害防止の応急緩和措置を行うなど緊急の作業体制が取れ、現地の樹木の状況にも精通しているため。
5	大分市教育センター	大分市GIGAスクールネットワーク機器移設及び増設業務委託(金池小学校)	令和4年11月21日	大分市大字旦那野原910-58 ジェイコム大分エンジニアリング株式会社	4,910,716	2号	本ネットワーク環境は、市立学校の教育用端末をインターネットに接続させるためのものであり、ICTを活用した情報教育を行う上で、端末本体と同様重要な要素といえる。関係機器の設定、設置及びLAN配線を伴う本業務を適正に履行できるのは、設定状況や全体像を熟知している構築事業者である本事業者に限られるため、随意契約とする。
6	大分市教育センター	大分市GIGAスクールネットワーク機器等設置業務委託(大道小学校)	令和4年11月22日	大分市大字旦那野原910-58 ジェイコム大分エンジニアリング株式会社	1,494,655	2号	本ネットワーク環境は、市立学校の教育用端末をインターネットに接続させるためのものであり、ICTを活用した情報教育を行う上で、端末本体と同様重要な要素といえる。関係機器の設置、設定、アクセスポイントの増設、LAN配線、既設LAN配線との接続を伴う本業務を適正に履行できるのは、設定状況や全体像を熟知している構築事業者である本事業者に限られるため、随意契約とする。